

介護保険法の改正に伴う加算と食費・居住費変更について

4月1日より介護保険法、介護報酬単体が改定され、6月に3区分されていた介護職員処遇改善加算を1本化、8月に居住費の基準費用額変更と段階的に施行されます。近年の物価高騰の影響が大きく、基準額が変更になる理由として「在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点」と説明されています。施設運営も例外ではなく、仕入れ業者の値上げと長野県最低賃金の改正に伴い8月より1日3食 計100円の値上げをさせていただきます。ただし、所得段階による負担限度額認定証が適応されますので、個々の負担割合が異なります。所有する負担限度額認定証に記載される区分段階に基づいて計算させていただきます。（8月からの料金表を同封させていただきます。）

介護保険負担限度額認定証 更新について

介護保険負担限度額認定証につきましては、
7月末日で有効期限が切れます。

各市町村から申請書が届いた方（該当者のみ）

については、各ご家庭に送付しますので、必要事項
を記入の上、**各市町村まで提出をお願いします。**

なお、介護保険負担限度額認定証が交付されると、
1年間は食費代、居室代の負担が軽減されます。

1日当り	食費	多床室	従来型個室
第1段階	300円	0円	380円
第2段階	390円	430円	480円
第3段階①	650円	430円	880円
第3段階②	1,360円	430円	880円
非該当	1,700円	915円	1,231円

マイナンバーカード&医療保険証について

「うぐいす便り1月号」でお知らせいたしましたマイナンバーカードについて、長野県は予定通り令和6年の秋に健康保険証と一体化を実施します。赤石寮としましては、一体化により第三者である職員が病院受診の付き添いが困難になる事を懸念しています。従来通りの保険証としての利便性を望むなかで、新たな情報を入手しましたのでお知らせします。

○ 令和6年6月末日の情報

令和6年8月1日から医療保険者証が通常通り更新され、住所地：赤石寮に届きます。

※有効期限：令和6年8月1日～令和7年7月31日までの1年間

令和7年8月1日（仮名）医療保険証明書が発行される予定です。

※有効期限：未定

なお、現在マイナンバーカードを取得されている方についても、自治体へ（仮名）医療保険証明書の発行を求める事により職員の付き添いによる医療機関への受診が可能になります。

今後、対応が必要となる状況であれば手続きを開始したいと考えますと共に身元引受人様をお願いする場合がございます事をご承知おきくださいますようお願いいたします。

つきましては、県、自治体の指導に基づき進めさせて頂く事をご了承くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細が決まりましたら、ご通知を差し上げたいと存じます。

感染症予防の継続

コロナウイルス感染症も令和5年5月8日に第5類の扱いになって1年経過しました。世間もどこか緊張感が解けたように思います。このままコロナ感染症の発生前の日常生活に戻れることを願っていますが今だ、コロナ感染症の報告が絶えない状況です。

一方、事業所としてはオミクロン株や流行の兆しがあるオミクロン派生株JN.1の発生を懸念しています。皆様方にご不自由をおかけしますが、引き続き予防に努めさせていただきます。ご家族様のご面会につきましては、面会室をご利用いただきます事に、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

行事あれこれ(4月～6月)



～希望の樹～
利用者様の望みが
沢山咲きますように



事前予約の面会をお願いします。



入浴や身体介護の時間と面会時間が重なってしまうことがあります。諸事情によるご相談に応じますが、出来る限り前日までにご予約をお願いします。

時間の目安(1回15分程度) 午前の部 9:30 ~ 11:15
午後の部 14:30 ~ 16:15



お願い



ご家庭で不要になりました、バスタオル、フェイスタオル、手ぬぐい等の綿製品がございましたら、事務所迄届けていただくと助かります。